

令和6年 2月 日光市農業委員会総会議事録

日 時 場 所 令和6年2月20日 午後2時 日光市役所本庁舎中会議室203

出席農業委員	10名	1番 川村 耕一	2番 手塚 幸子	3番 高橋 和子	4番 福田 絹江
		5番 斎藤 敏夫	6番 加藤 英利	7番 神山 隆治	9番 高橋久美子
		10番 小池 毅	11番 渡邊 悦子		
欠席農業委員	なし				
出席推進委員	16名	12番 柏木 武	14番 大島一比古	15番 富田 順子	17番 神山 守
		18番 村上 隆	19番 酒主 学	20番 星野由起夫	21番 西巻 光次
		22番 福田 浩一	25番 福田 重勝	26番 福田 隆夫	27番 大島 昭吾
		28番 阿久津文枝	29番 大貫 宣秀	30番 佐藤 修一	31番 小倉 政一
欠席推進委員	13番 福田富美男	16番 福田 正明	23番 柴田 洋一	24番 吉原 浩之	
傍聴人	なし				
事務局	局長 小又一美	係長 吉澤喜代子	副主幹 永吉和彦	副主幹 佐藤達起	
	主査 鯉沼 慶				

- 第1 ー 議事録署名人の指名
- 第2 ー 会期の決定
- 第3 報告第3号 農地法第4条の規定による許可書の交付について
- 第4 報告第4号 農地法第18条（通知）について
- 第5 議案第9号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第6 議案第10号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 第7 議案第11号 非農地証明願について
- 第8 議案第12号 農業経営基盤強化促進法第19条（農用地利用集積計画の公告）に基づく決定について
- 第9 議案第13号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2（農用地利用集積計画の公告）に基づく決定について
- 第10 議案第14号 農地中間管理事業の推進に関する法律19条第3項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について

局長 それでは、日光市農業委員会総会規則第5条の規定により、会長を議長として会議を進めてまいりますので、よろしく願いいたします。

本日の出席委員は、農業委員10名中10名であります。

農業委員会等に関する法律第27条第3項に定める定足数を満たしておりますので、本総会は有効に成立しております。

推進委員の福田富美男委員、福田正明委員、柴田洋一委員、吉原浩之委員から欠席する旨の届出があり、推進委員につきましては、20名中16名の出席であります。

また、本日の傍聴人は、いらっしゃいません。

福 田 絹 江 議 長 局 長	ただ今から、令和6年2月 日光市農業委員会総会を開会いたします。 本日の議事日程について、事務局長に朗読させます。 (議事日程を朗読)
議 長	日程第1「議事録署名人の指名」を行います。議事録署名人については、議長において指名をいたしたいと思ひます。7番 神山隆治委員、9番 高橋久美子委員を指名いたします。
議 長	日程第2「会期の決定」を行います。 本総会の会期につきましては、本日1日限りとしたいと思ひますが、これにご異議ございせんか。 (「異議なし。」との声あり) ご異議なしと認めます。 よって、本総会の会期は、本日1日限りとすることに決します。 それでは、議事に入ります。 なお、報告事項や議案の説明にあたりましては、敬称を省略するなど、簡潔に説明をお願いします。
議 長	日程第3、報告第3号「農地法第4条の規定による許可書の交付について」を議題とし、事務局の説明を求めます。 (鯉沼主査挙手)
鯉 沼 主 査	はい、鯉沼主査。 総会資料1ページをお開き下さい。 報告第3号「農地法第4条の規定による許可書の交付について」ご説明いたします。 先月の4条申請は1件ございました。許可書につきましても1件交付いたしました。申請人、土地の所在等は総会資料のとおりです。総会審議日は令和6年1月22日。許可日および指令番号につきましては、令和6年1月22日、日農委指令第4-10号で許可書を発行しております。
議 長	以上でございます。 報告ではございますが、ご質問等ございましたらお受けいたします。 (「なし。」との声あり) それでは、次に移ります。
議 長	日程第4、報告第4号「農地法第18条（通知）について」を議題とし、事務局の説明を求めます。 (永吉副主幹挙手)
永 吉 副 主 幹	はい、永吉副主幹。 報告第4号 農地法第18条（通知）について、ご説明いたします。 総会資料は、2ページから5ページとなります。 本案件は、農地法第18条第6項の規定による通知があったことの報告となります。貸人・借人の住所・氏名及び土地の表示、解約理由等は通知のとおりです。件数は11件で、申請番号1、2番が農業委員会扱いの利用権の解約、申請番号3番から11番が市農業公社扱いの利用権の解約となります。
議 長	以上ご報告いたします。 報告ではございますが、ご質問等ございましたらお受けいたします。 (「なし。」との声あり) それでは、次に移ります。

議長 日程第5、議案第9号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

斎藤委員 今月の現地調査は、情報発信活動部会が担当しております。はじめに斎藤部長から全体説明をお願いします。

（ 斎藤委員挙手 ）

斎藤委員 はい、斎藤部長。

斎藤委員 今回の案件については、情報発信活動部会が担当いたしました。案件については2班編成で行いまして、1班は斎藤、福田重勝委員、西巻委員の3名で担当しました。2班は福田会長に入っただき、星野委員、福田隆夫委員の3名で調査を行いました。担当について、3条の1番及び2番は関連性があるため福田隆夫委員が担当します。3条の3番は福田重勝委員、4番は西巻委員、5番は星野委員が担当します。5条は取り下げとなりましたので、後ほど説明等があるかと思えます。非農地証明願については福田隆夫委員が担当します。それぞれ説明をしていきますのでよろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。

福田隆委員 それでは、番号1番、2番につきましては、関連がありますので、担当委員の一括報告を求めます。

（ 福田隆委員挙手 ）

福田隆委員 はい、福田隆夫委員。

福田隆委員 私は、総会資料6ページ、議案第9号の1番を担当しました。本申請は、日光市針貝地内において 交換を目的とした3条申請です。申請人、申請地等については資料のとおりです。

案内図による説明。申請地は針貝地内。針貝交差点から南東600メートルに位置しています。

公図による説明。登記簿地目は田、現況も田となっております。

譲受人は経営農地を適切に管理しており、家族3人で、水稻・ナス・キュウリを作付けしています。申請地は耕作地の近くであり、交換後は水稻の作付を予定しております。

次の議案第9号の2番についても、関連性がありますので続けて報告します。総会資料6ページ、議案第9号の2番ですが、本申請は、日光市針貝地内における交換による3条申請です。

譲渡人、譲受人、申請地等は資料のとおりです。

申請地は針貝地内。針貝交差点から南西600メートルに位置しています。

登記簿地目は2筆で田、現況は田となっております。

譲受人は経営農地を適切に管理しており、夫婦2人で、水稻・ネギを主に作付けしております。申請地は譲受人の所有する田及び自宅の近くになり、農地取得後も水稻の作付を行う計画です。

議長 なお、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

斎藤委員 それでは、現地調査後の検討・協議の結果について報告をお願いします。

（ 斎藤委員挙手 ）

斎藤委員 はい、斎藤部長。

斎藤委員 こちらは交換の案件です。1番、2番あわせて担当から説明がありましたが、

特段の問題なく部会内では許可相当の方向付けをいたしました。審議お願いいたします。

議 長 報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。
ここで、情報発信活動部会以外の皆様方のご意見・ご質問等をお受けいたします。

議 長 (「なし」の声あり)
それでは質疑を終結し、採決いたします。
番号1番について、原案のとおり許可とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

議 長 (全員挙手)
挙手全員であります。
よって、番号1番は、原案のとおり許可とすることに決しました。

議 長 次に、番号2番について、原案のとおり許可とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

議 長 (挙手全員)
挙手全員であります。
よって、番号2番は、原案のとおり許可とすることに決しました。

議 長 次に、番号3番について、担当委員の報告を求めます。

福田重委員 (福田重委員挙手)
はい、福田重勝委員。
私は、総会資料6ページ、議案第9号の3番を担当しました。
本申請は、日光市水無地内において 売買を目的とした3条申請です。
申請人、申請地等については資料のとおりです。
案内図による説明。申請地は、水無地内、水無交差点から北西へ900メートルに位置しています。
公図による説明。申請地は3筆で、申請地は3筆で、登記簿地目は山林、現況は田となっております。
譲受人は経営農地を適切に管理しており、農地取得後もソバの作付を行う計画です。

議 長 なお、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。
それでは、現地調査後の検討・協議の結果について報告をお願いします。

齋藤委員 (齋藤委員挙手)
はい、齋藤部会長。
この件については、ただいま説明があったとおりで、特に問題はなく許可相当の方向付けをしましたので、ご審議お願いいたします。

議 長 報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。
ここで、情報発信活動部会以外の皆様方のご意見・ご質問等をお受けいたします。

手塚委員 (手塚委員挙手)
はい、手塚委員。
一体利用されているようですが、●●●番地の部分はどうなっているのでしょうか。

福田重委員 ●●●番地は登記簿地目が山林になっています。

議 長 (佐藤副主幹挙手)

佐藤副主幹 はい、佐藤副主幹。
 今回の申請地3筆は、登記地目は山林ですが、固定資産税の課税地目は農地として取り扱われている地目になり、今回の農地法の対象となりました。●●●番地については、現在は譲渡人が所有していて、他の土地と一緒に譲受人が購入予定です。●●●番地は一部が農地ですが、全体としては北部に伸びていて山林と一体的になっていて、課税地目上は山林です。農地法上の対象からは外れていません。そのため、農地法と対象として審議するのは3筆の部分になります。実際の売買はそれ以外の部分も一体的に農地として取得されます。

手塚委員長 ありがとうございます。
 他にありましたら、お受けします。
 議 長 (「なし」の声あり)

議 長 それでは質疑を終結し、採決いたします。
 番号3番について、原案のとおり許可とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。
 議 長 (全員挙手)
 挙手全員であります。
 よって、番号3番は、原案のとおり許可とすることに決しました。

議 長 次に、番号4番について、担当委員の報告を求めます。
 議 長 (西巻委員挙手)

西巻委員 はい、西巻委員。
 私は、総会資料6ページ、議案第9号の4番を担当しました。
 本申請は、日光市土沢地内において 贈与を目的とした3条申請です。
 申請人、申請地等については資料のとおりです。
 案内図による説明。申請地は、土沢地内、土沢交差点から南東へ580メートル進んだところに位置しています。
 公図による説明。登記簿地目は畑、現況は畑となっております。
 申請地内には鉄塔敷地がありますが、端の角の所にあり、植栽されている木には影響はありません。栗、梅、銀杏などが植栽されています。
 譲受人は経営農地を適切に管理しており、家族2人で、栗、梅、銀杏などを作付けしております。農地取得後も栗、梅、銀杏の作付けを行う計画です。この申請地については、利用権はありません。
 議 長 なお、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。
 ありがとうございます。
 それでは、現地調査後の検討・協議の結果について報告をお願いします。
 議 長 (斎藤委員挙手)

斎藤委員 はい、斎藤部会長。
 この件については、ただいま説明があったとおりで、親子間の贈与です。特に問題はなく許可相当の方向付けをしましたので、ご審議お願いいたします。
 議 長 報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。
 ここで、情報発信活動部会以外の皆様方のご意見・ご質問等をお受けいたします。
 議 長 (「なし」の声あり)

議 長 それでは質疑を終結し、採決いたします。
 番号4番について、原案のとおり許可とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。
 議 長 (全員挙手)

議 長 挙手全員であります。
よって、番号4番は、原案のとおり許可とすることに決しました。

議 長 次に、番号5番について審議いたします。
ここで、農業委員会等に関する法律 第31条第1項「議事参与の制限」の規定を準用し、26番 福田隆夫委員の退席を求めます。
(福田隆委員退席 午後2時49分)

議 長 それでは、番号5番について、担当委員の報告を求めます。
(星野委員挙手)

星野委員 はい、星野委員。
私は、総会資料6ページ、議案第9号の5番を担当しました。
本申請は、日光市大室地内において 売買を目的とした3条申請です。
申請人、申請地等については資料のとおりです。
案内図による説明。申請地は、大室地内、大室交差点から北東280メートルに位置しています。
公図による説明。登記簿地目は畑、現況は畑となっております。
写真による説明。現在は譲渡人が麦を作付けしており、麦は6月に刈り取り、その後は譲受人が家族3人で、麦の作付を予定しています。
なお、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 ありがとうございます。
それでは、現地調査後の検討・協議の結果について報告をお願いします。
(斎藤委員挙手)

斎藤委員 はい、斎藤部会長。
この件については、ただいま説明があったとおりで、特に問題はなく許可相当の方向付けをしましたので、ご審議お願いいたします。

議 長 報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。
ここで、情報発信活動部会以外の皆様方のご意見・ご質問等をお受けいたします。
(「なし」の声あり)

議 長 それでは質疑を終結し、採決いたします。
番号5番について、原案のとおり許可とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。
(全員挙手)

議 長 挙手全員であります。
よって、番号5番は、原案のとおり許可とすることに決しました。

議 長 福田隆夫委員の着席を許可いたします。
(福田隆委員着席 午後2時55分)

議 長 それでは、次に移ります。

議 長 日程第6、議案第10号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とし、事務局の説明を求めます。
(鯉沼主査挙手)

鯉沼主査 はい、鯉沼主査。
本案件につきましては、2月16日付で申請の取り下げが提出されたため、今回申請取り下げとなりました。以上です。

議 長 説明が終わりました。
ご質問等ございましたらお受けいたします。

(加藤委員挙手)

はい、加藤委員。

加藤委員 自然氷製造用地ということですが、畑が池になると地目は何になるのですか。
鯉沼主査 農地転用になりまして、池自体も掘るだけではなくコンクリートで固めたよ
うな池になるので農地転用扱いです。おそらく雑種地になるのではないかと思われ
ます。

議 長 他にありましたら、お受けします。

(小池委員挙手)

はい、小池委員。

小池委員 再申請になる可能性はあるのでしょうか。
鯉沼主査 今回の取り下げの事情は、川をまたいで入っていかなければならない農地でし
て、人の渡る橋しかなかったために車両が渡れる仮設の橋を作る計画があり、そ
の施工承認手続きが日光土木事務所と完了していなかったということで取り下
げになりました。こちらが完了して、その後の見通しが立てば、再度申請という
ことになります。

議 長 他にありましたら、お受けします。

(「なし」の声あり)

議 長 それでは、次に移ります。

議 長 日程第7、議案第11号「非農地証明願について」を議題とし、番号1番につ
いて、担当委員の報告を求めます。

(福田隆委員挙手)

はい、福田隆夫委員。

福田隆委員 私は、総会資料8ページ、議案第11号の1番を担当しました。
本申請は、日光市針貝地内において、宅地として利用しています。
願出人、願出地は資料のとおりです。
願出地は、針貝交差点から南へ190メートルに位置しています。近くに針貝
公民館があります。
公図による説明、登記簿地目は畑、現況は宅地です。
土地利用図による説明。現地には願出人本人が立ち会いました。
願出地は20年以上前から宅地として利用され、20年が経過しています。
空中写真が添付されていて、平成12年には宅地であったことが確認できま
す。
利用状況ですが、平成20年に競売により所有者取得し、それ以前より隣接す
る宅地と一体として利用され現在に至っています。また、昨年より住民不在とな
っています。

議 長 以上のことから、証明することに問題がないと思われます。ご審議の程よろし
くお願いします。

ありがとうございます。

それでは、現地調査後の検討・協議の結果について報告をお願いします。

(斎藤委員挙手)

はい、斎藤部会長。

斎藤委員 この件については、ただいま説明があつたとおりで、特に問題はなく証明妥当
の方向付けをしましたので、ご審議お願いいたします。

議 長 報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。
ここで、情報発信活動部会以外の皆様方のご意見・ご質問等をお受けいたしま
す。

(加藤委員挙手)

加藤委員 局長 議 長 議 長

はい、加藤委員。
競売の際に、この状態で競売にかかるのですか。競売にかかった時には畑だったのでしょうか、宅地だったのでしょうか。
競売にかかった際は農地であったと思われます。登記簿地目は農地です。
他に何かありますか。
(「なし」の声あり)
それでは質疑を終結し、採決いたします。
番号1番について、原案のとおり証明妥当とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。
(全員挙手)
挙手全員であります。
よって、番号1番は、原案のとおり証明妥当とすることに決しました。
それでは、次に移ります。

議 長

日程第8、議案第12号「農業経営基盤強化促進法第19条（農用地利用集積計画の公告）に基づく決定について」を議題とし、事務局の説明を求めます。
(永吉副主幹挙手)

永吉副主幹

はい、永吉副主幹。
議案第12号「農業経営基盤強化促進法第19条（農用地利用集積計画の公告）に基づく決定について、ご説明いたします。
本議案については、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、日光市が作成した「農用地利用集積計画案」を決定するために審議をお願いするものです。
今月は、『所有権移転』と『利用権設定』の案件になります。総会資料は9ページから22ページです。
『所有権移転』は、件数は1件、面積合計は7筆で5,539.00平方メートルとなります。農業委員会扱いとなっております。
『利用権設定』は、件数は41件、面積合計は142筆で264,076.15平方メートルとなります。
内訳は、申請番号1番が農業委員会扱いの利用権の更新で、申請番号2番から41番が日光市農業公社扱いの案件で、新規が24件、更新が16件となっております。
「設定をする者（貸人）」・「設定を受ける者（借人）」の住所・氏名及び土地の表示等は、申請のとおりとなります。
以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議をよろしく願います。

議 長

説明が終わりました。
はじめに総会資料14ページの15番について、審議いたします。
ここで、農業委員会等に関する法律 第31条第1項「議事参与の制限」の規定を準用し、19番酒主学委員の退席を求めます。
(酒主学委員退席 午後3時7分)

議 長

それでは、ご質問等ございましたらお受けいたします。
(「なし」の声あり)

議 長

質疑を終結し、採決いたします。
議案第12号のうち、15番について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。
(挙手全員)

議 長

挙手全員であります。

よって、議案第12号のうち、15番については、原案のとおり決定することに決しました。
 議長 酒主学委員の着席を許可いたします。
 (酒主学委員着席 午後3時8分)
 議長 長 次に、総会資料20ページの34番について、審議いたします。
 ここで、農業委員会等に関する法律 第31条第1項「議事参与の制限」の規定を準用し、1番川村耕一委員の退席を求めます。
 (川村耕一委員退席 午後3時9分)
 議長 長 それでは、ご質問等ございましたらお受けいたします。
 (「なし」の声あり)
 議長 長 質疑を終結し、採決いたします。
 議長 長 議案第12号のうち、34番について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。
 (挙手全員)
 議長 長 挙手全員であります。
 よって、議案第12号のうち、34番については、原案のとおり決定することに決しました。
 議長 長 川村耕一委員の着席を許可いたします。
 (川村耕一委員着席 午後3時10分)
 議長 長 次に、議案第12号のうち、15番、34番以外の案件について審議いたしません。
 議長 長 それでは、ご質問等ございましたらお受けいたします。
 (「なし」の声あり)
 議長 長 質疑を終結し、採決いたします。
 議長 長 議案第12号のうち、15番、34番以外の案件について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。
 (挙手全員)
 議長 長 挙手全員であります。
 よって、議案第12号のうち、15番、34番以外の案件については、原案のとおり決定することに決しました。
 議長 長 それでは次に移ります。
 議長 長 日程第9、議案第13号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2(農用地利用集積計画の公告)に基づく決定について」を議題とし、事務局の説明を求めます。
 (永吉副主幹挙手)
 永吉副主幹 はい、永吉副主幹。
 議長 議案第13号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2(農用地利用集積計画の公告)に基づく決定について、ご説明いたします。
 本議案については、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法の基本要綱の第9の3の(1)の規定により、日光市が作成した「農用地利用集積計画案」を決定するために審議を求められています。
 総会資料は23ページから31ページになります。
 件数は15件で、面積合計は58筆で92,353平方メートルとなります。
 「設定をする者(貸人)」・「設定を受ける者(借人)」の住所・氏名及び土地の表示等は、申請のとおりとなります。
 以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満た

議 長 していると考えます。 ご審議をよろしくお願いいたします。
 説明が終わりました。
 ご質問等ございましたらお受けいたします。
 （ 「なし」の声あり ）
 議 長 それでは質疑を終結し、採決いたします。
 議案第13号について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を
 求めます。
 （ 全員挙手 ）
 議 長 挙手全員であります。
 議 長 よって、議案第13号については、原案のとおり決定することに決しました。
 議 長 それでは、次に移ります。
 議 長 日程第10、議案第14号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第
 3項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について」を議
 題とし、事務局の説明を求めます。
 （ 永吉副主幹挙手 ）
 永吉副主幹 はい、永吉副主幹。
 議案第14号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定
 による農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について、ご説明いたします。
 総会資料は、32ページになります。
 本議案は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により
 日光市が作成した農用地利用集積等促進計画（案）について、農業委員会の意見
 を求められています。
 本件は遊休農地解消緊急対策事業によるものであり、農地バンクが遊休農地を
 借受け、解消して耕作者である受人へ貸付けるものです。
 件数は1件で、面積は1筆で1, 582. 00平方メートル、受け人の対象者
 数は1名です。
 権利の設定を受ける者の住所・氏名及び土地の表示等は、記載のとおりです。
 ご審議をお願いいたします。
 議 長 説明が終わりました。
 ご質問等ございましたらお受けいたします。
 （ 加藤委員挙手 ）
 加藤委員 はい、加藤委員。
 永吉副主幹 面積の一部しか借りない理由は何でしょうか。
 議 長 残りの部分の現況が農地ではないためです。
 他にありましたらお受けします。
 （ 「なし」の声あり ）
 議 長 質疑を終結し、採決いたします。
 議案第14号について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を
 求めます。
 （ 全員挙手 ）
 議 長 挙手全員であります。
 議 長 よって、議案第14号については、原案のとおり決定することに決しました。
 議 長 以上で、本日の総会に付議された案件の審議は、すべて終了しました。
 これをもちまして、令和6年2月 日光市農業委員会総会を閉会いたします。

閉会 午後3時18分